

社会福祉法人若竹会 役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人若竹会（以下「この法人」という。）定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準及び報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 当法人の理事報酬は、支給しないものとする。

2 監事報酬は、監査を実施した場合10,000円、理事会及び評議員会に出席した場合は、5,000円を支給するものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合、旅費規程に基づき、その実費相当額及び日当相当分を支払うことができる。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て、改廃することができる。

附 則

この規程は、平成29年5月1日から施行する。

(平成29年6月19日制定)

社会福祉法人若竹会評議員選任・解任委員会運営規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第6条に規定する評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する必要事項を定め、それによって委員会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(招集)

第2条 委員会は、理事長が招集する。

2 理事長に事故あるときは、各理事が委員会を招集する。

(招集通知)

第3条 委員会を招集するには、理事長は、委員会の日の1週間前までに、各委員に対して、書面でその通知を発しなければならない。ただし、委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第4条 委員会の議長は、当該委員会において出席委員の中から選出する。

(決議)

第5条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1人以上が出席し、かつ、外部委員の1人以上が賛成することを要する。

(議事録)

第6条 委員会の議事については、議事録を作成する。

2 委員会の議事録は書面をもって作成し、出席した委員は記名押印しなければならない。

3 委員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- (1) 委員会が開催された日時及び場所
- (2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果
- (3) 委員会に出席した理事の氏名
- (4) 委員会の議長が存するときは、議長の氏名

4 第1項の議事録は、委員会の日から10年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

(任期)

第7条 委員会の要員の任期は、就任後2年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(報酬等)

第9条 委員会委員のうち、監事及び外部委員には、1日あたり5000円の報酬及びその職務を行うために要した費用を支給する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、社会福祉法附則第7条第2項の規定にかかわらず、定款の変更認可の日（平成29年1月18日）から施行する。

(平成28年12月28日制定)